

生徒指導に関して（確認事項）

永久津中学校生徒指導部
令和4年4月

1 生活面

(1) 服装・髪型等

- ・ 学校指定の制服とし、以下のように規定する

男子

冬服…黒学生服、黒ズボン、長袖Yシャツ
合服…黒ズボン、長袖Yシャツ
夏服…黒ズボン、半袖開襟シャツ
※いずれもシャツの色は白
ベルト…黒・紺・茶
髪型…長髪可（まゆ・耳・えりにかからない長さ）

女子

冬服…紺制服、スカート、スラックス（希望者）、ブラウス、リボン
合服…スカート、ブラウス、ベスト、リボン
夏服…スカート、半袖セーラー服、リボン
※いずれもブラウスの色は白
※スカートは、膝が隠れる（膝立ちでスカートの裾が床につく）長さ
髪型…前髪…眉をこえない
横髪…垂らさない
後髪…肩につかない 肩につく場合は、耳の後ろあたりの高さで結ぶ
（1本で結ぶときは中央 ゴムの色は黒・紺・茶
髪留めピンは黒とし、髪の色に応じて2本まで可）

共通

下着…必ず着用する 色は無地を原則とする。
（プリント柄のTシャツや体操服を下着代わりにすることは好ましくない）
靴下…白・黒・紺（ワンポイントまで可 くるぶしが見えないこと）
髪（禁止事項）…染色・脱色・パーマ・整髪料等の使用・特殊な髪型
眉（禁止事項）…剃る・抜く・整える・染める

(2) 靴（スリッパ）

- ・ いずれも学校指定のものを原則とする
上履き…スリッパ（男女ともに青色）
下履き…運動靴（白）
体育館シューズ…部活動で使用するシューズも可（ただし、華美でないもの）

(3) 通学用カバン

- ・ 学校指定のものとする
キーホルダーやお守り等は、小さいものだけ（お守りサイズ）1個許可
（筆箱やサブバッグにはつけない シール（プリクラなど）も同様）

(4) マフラー、手袋、防寒着、ストッキング（女子）

- ① 期間を設けて着用を許可（実施期間の詳細は別途連絡）
- ② 制服の中に着るものは、無地（白・紺・黒・灰）のトレーナー、セーター、カーディガン等とする ワンポイント可 制服の襟や袖から出ないこと
- ③ 防寒着については、部活動で使用しているもの、スポーツタイプのウインドブレーカーで華美でないものとする
- ④ 防寒インナーについては、下着の上に着用し、襟が見えないものとする 無地（白、紺、黒）でワンポイント可
- ⑤ ストッキングの色は黒とする

(5) 帽子

- ・ 体育の時間、校外行事の際に使用 入学時に全員準備

(6) 登下校

- ① 反射たすきの着用
 - ② 登校…7時50分までに登校
 - ③ 下校…学校(部活動)終了後、速やかに下校
- ※ 部活動終了時刻
- | | |
|------------------|---------|
| 4月～10月(秋季大会終了まで) | …18時30分 |
| 10月(秋季大会後～) | …18時00分 |
| 11月～1月 | …17時30分 |
| 2月～3月 | …18時00分 |
- いずれも、終了後10分以内に下校(校門を通過する)

(7) 持ち物、容儀等

- ① 持ち物には必ず記名
 - ② 手洗い用のハンカチの携帯
 - ③ 爪は短く切る
- ※ 禁止事項
- ・ 不要物の持込(アクセサリ、お菓子類を含む)
 - ・ 携帯電話の持込(必要な場合は許可申請を行うこと)
 - ・ マニキュア、ペディキュア等
 - ・ ゲームセンター、カラオケボックス、飲食店等への子どもだけの出入り
 - ・ 子どもだけの夜間外出、外泊
- ④ 公衆電話の使用については、必ず許可を得る。また、忘れ物等を届けてもらうための使用は、原則として禁止する)

(8) その他(保護者へのお願い)

- ① 欠席・遅刻・早退等は必ず、保護者が学校へ7時50分までに連絡する。
- ② 携帯電話の所持・使用は原則禁止。やむを得ない場合は家庭でのルールを決め、必ず守らせる。
- ③ 学校には余分なお金を持たせない。お金を学校に持ってくる必要がある場合は、登校後すぐに学級担任に預ける。
- ④ 子どもの交友関係や遊びについては常に注意し、家庭でも十分指導する。特に問題があると思われる場合には、担任に即連絡する。
- ⑤ 子ども部屋は親の目の届くところに置き、常日頃から親子の対話を心がける。
- ⑥ 「おはよう」「行ってきます」などのあいさつも習慣付ける。
- ⑦ 校区外に出る場合には、中学生らしい服装をさせる。
- ⑧ 外出する場合には、行き先、目的、帰宅時間を把握して外出させる。
- ⑨ 子ども・親・教師との対話に「生活の記録」や「学級通信」等を活用する。
- ⑩ 登校時の車での送迎は、子どもの体調不良やけが以外では、極力避ける。どうしても送迎の必要があるときも、「学びの坂」の標柱からは原則歩いて登校させる。下校時も原則として、「学びの坂」の標柱から上への乗り入れを禁止する。

2 交通安全面

- (1) 登下校(部活動を含む)時、自転車に乗るときはヘルメットを着用し、ブレーキ等の点検をしてから乗る習慣を身につける。
なお、違反があった場合は、自転車通学停止とすることがある。その際の、車での送迎も禁止とする。
- (2) 交通安全事項を守る。
 - ① 並進をしないようにしよう。
 - ② 無灯火運転をしないようにしよう。
 - ③ ヘルメットを必ず着用しよう。
 - ④ 無保険での運転や整備不良車・改造自転車に乗らないようにしよう。
 - ⑤ 指定通学路を通るようにしよう。
 - ⑥ 危険な乗り方(手放し、二人乗り等)をしないようにしよう。
 - ⑦ 安全通行(一時停止、確認等)をしよう。
 - ⑧ 坂(特に学校道:旧松田商店～正門)の上り下りは、自転車を押して通行しよう。